

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
34 鳥取県住民生活に光をそぐ基金	配偶者等からの暴力による被害者の支援等に光の社会的に弱い立場にある者に係る対策及び自立支援並びに知の地域づくりの取組を実施し、住民生活の向上及び地域の活性化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	34 鳥取県住民生活に光をそぐ基金	配偶者等からの暴力による被害者の支援等に光の社会的に弱い立場にある者に係る対策及び自立支援並びに知の地域づくりの取組を実施し、住民生活の向上及び地域の活性化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
35 とつとえ愛基金	高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。					

援及び生活 環境の整備 を行うこと。							
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。